

五、制服は給與（退職の時は返還のこと）但しオーバーは支給せず

六、作業に依る負傷は會社にて負擔す

3、通知狀

本會社事業は一定路線旅客運搬營業にして事業休止は一般旅客に對し交通上支障尠からざるに付本社提出の回答營に同意出勤すべし若し本日午後六時に出勤せざる時は職務を放棄せるものと認め出勤の意志なきものとして解雇する事を御通告申上候。

2、第二回要求と暴行事件の發生

右回答を受けた爭議團體では直ちに會見を申込みたるも拒絶されたので、更に第二回要求として大體前回の要求を強く繰り返し且つ新規要求として次の三項を追加したのであ

る。

一、爭議に依り解雇者を出さざること

二、爭議費用會社金額負擔

三、爭議中の給料支給

此の尚同日（七日）正午過ぎ會社側へ來援中の本會社社長經營に依る遠賀郡中間町深坂炭坑勞務係數名は爭議團本部に亂入して暴行し運轉手一名に傷害（治療二日間程度）を加へたのである。

而して會社側は右第二回要求に對しては回答を與へず、翌八日爭議參加者は前日の通知狀に依り解雇を承認したるものとして解職辭令を郵送し運轉手十名を新に採用し強硬態度を示したのである。

一方爭議團體に於ても亦愈々持久戦を覺悟して北九州各都